**仕　　様　　書**

**事業番号　消総購　第７号**

**事業名　　空気ボンベ購入事業**

**令和７年度**

**多治見市消防本部**

**空気ボンベ購入仕様書**

多治見市消防本部

空気ボンベの購入にあたり、仕様を下記のとおりとする。

１　事業名

消総購 第７号　空気ボンベ購入事業

２　規　格

高圧ガス保安法等、関係法令の技術上の基準に適合した下記の品質を満たすブルネッカー製730CⅢ又は同等以上の空気ボンベとする。

３　品　質

（１）充填圧力　　 29.4ＭＰａ以上

（２）材　質　　　 カーボン繊維製FRP－アルミニウム合金

（３）容　量　　　 6.8㍑以上

（４）長　さ　　　 450mm（±30mm）

（５）外　径　　　 172mm（±30mm）

（６）保　護　　　 空気ボンベ上下に保護カバーを設置すること

（７）登録番号　　 多治見市消防本部容器所有登録記号番号Ｊ１３８と刻印すること

（８）製造年　　　 2025年製

４　数　量

　　空気ボンベ　730CⅢ　　10本

５　納入場所

　　多治見市三笠町２丁目21番地　多治見市消防本部

６　納　期

　　　契約の日から令和７年11月30日まで

７　その他

１　本仕様書に明記する品名と異なる場合は、同等以上のものとし社名、形式、性能等がわかる書類を持参し、令和７年４月30日までに、消防本部消防総務課と協議すること。

２　仕様書等、不明な点については消防本部消防総務課と協議すること。

３　事業全般にわたってアイドリングストップによる自動車排気ガスの低減、省エネル

　ギーなど地球温暖防止に努めること。

４　納入の際に使用したダンボール等は持ち帰り適正に処理すること。

５　妨害又は不当要求に対する通報義務

（１）受注者は契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求を受けた場合又は契約の適正な履行を妨害された場合は警察に通報しなければならない。なお、これらの不当介入を受けたにも関わらず通報しない場合は指名停止措置を講じることがある。

（２）受注者は暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことに起因して履行期間内に契約内容を完了することができないときは、発注者に対して履行期間の延長を請求することができる。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 担当所属 | 多治見市消防本部 消防総務課 | | |
| 担当リーダー | 奥村 | 担当者 | 服部 |
| 電話番号 | 0572-22-9231 | | |
| ＦＡＸ | 0572-21-0022 | | |
| Ｅ-mail | t-fire@city.tajimi.lg.jp | | |